

令和 6 年度第 1 回田辺市男女共同参画懇話会会議録

開催日時 令和 6 年 1 0 月 2 2 日（火）午前 1 0 時～ 1 2 時

開催場所 田辺市役所 6 階第 1 委員会室

出席委員 熊代委員、井濶委員、宍塚委員、高橋委員、井溪委員、嶋本委員、松上委員、浜野委員、濱野委員、新谷委員、金川委員、須本委員、高垣委員、松下委員、栗栖委員

欠席委員 芦谷委員、中辻委員、北川委員

出席職員 木村企画部長、平谷室長、伊達主任、堀口課長（人権推進課）

傍聴者 0 名

議 事 議題

- （１）第 2 次田辺市男女共同参画プラン令和 5 年度推進状況報告及び数値目標について
- （２）令和 5 年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和 6 年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

その他

- （１）「田辺市人権尊重のまちづくり条例」について（人権推進課）
- （２）意見交換
皆様からの議題による意見交換
- （３）その他

主な意見

議題 1：第 2 次田辺市男女共同参画プラン令和 5 年度推進状況報告及び数値目標について

（資料により事務局から説明）

A 委員・・・14 ページ上の生涯学習課のところで、PTA 連合会の母親委員会で違和

感があるので解散した、違和感があって行動するのは大事なことだと思うのですが、結果解散ということで、僕もわからないところがあるのですが、母親限定の委員に違和感があるということは、読みかえたら女性だけが委員になることに違和感があるということでしょうか。

そしたら、僕らもいろいろ活動する中で、何々団体の女性部会は、婦人部とかありますけど、違和感があるだけで駄目だとは書いていませんが、同じことかなあ。やはりいろんな団体の女性部会にも違和感があるのかなと。

今の時代、団体の中で女性部会で女性だけ活動するというのは、と思ったこともあったんですけど、それぞれ歴史的な背景もあって、女性のための活動を広げていくということで、いろいろ意味もあるんじゃないかと思いますけど、どうかなと。

解散という結論は、全国的なのか県下だけなのかもわからないところがありますけれど、ちょっとね、感じましたのでどうのこうのということはないのですが。

会長・・・ありがとうございます。鋭いご指摘でございます。ほかにご質問、ご意見ございませんか。B委員さん。

B委員・・・最後の委員の一覧表の中で、No.90 ですけども、母子保健推進員というのは、67 名のうちでこれ女性じゃなきゃ駄目なんでしょうか。男性は母子保健に関わることはできないんでしょうかという質問 1 つです。

それともう 1 つは、No.94 と No.95 で、公民館ですね。私は男女共同参画は地域から進んで男女一緒に活動していこうというふうに考えているのです。公民館の私もその一員ですけども、先日和歌山の県の公民館の大会が上富田町であったんです。その時女性が結構多かったんです。表彰された方も女性の方も多かった。これどうして、委員が 20 人と 18 人の中で女性が 1 人も入ってないのが不思議でならないのですよ。

地域の中に、公民館活動でという退職した方が多いのですけれども、女性の方が結構大勢いらっしゃるんですよ。公民館の活動、僕は次変わるときに女性の方をお願いしようかなと思っています。公民館活動に女性の方がやはり入っていくべきだとすごく思うのですよね。それがどんな選ばれ方でなぜ女性が入っていないのかというふうに思うのですね、逆に。まずそれだけです。

会長・・・ありがとうございます。内容的には 3 つぐらいのご質問があったかと思いますが、ですのでここで 1 回、お答えしたいと思います。お願いします。

事務局・・・母親委員会の方は、もし委員さんの中で、関わっておられる方がいらっしゃって、何か経過がわかる方がいらっしゃったら、ご発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。C 委員さん、いかがでしょうか。

C委員・・・公民館活動とか女性が入っていくべきという意見があったのですが、今現在私は本宮中学校の方でPTA会長をやっているとして、田辺市自体でやはりPTA会長の女性の数が少ないんですね。

次年度田辺市の連合PTAの会長を本宮中学校が兼任することになっているのです。それに伴って、いろいろ見直しが必要だなと思ひまして意見をしました。

やはり、Zoomでの参加ですとか、現在ある会議の絶対に出なきゃいけないという重要度とかを、目で見えるようにしてもらったりですとか、会議の縮小できるものはいいのかとか、そういう見直しをお願いして、そういうことをどんどんしていくことで、女性も地域活動とかPTA活動に、男女ともに誰でも参加しやすくなるのかなと思っています。

一応次年度からZoomの会議も可能になったということなので、次のPTA会長さんになる方にも、すごくお願いしやすくなったなと、私自身ほっとしているところです。以上です。

事務局・・・母親限定の委員さんに違和感があるということが、会議の中でお話が出たといったことは存じですか。

C委員・・・母親委員はもう今、田辺市でなくなってしまったのですが、やはり母親が主導になって、何かこう、茶話会ですとか活動行っていたのがなくなって寂しいよという声が上がっているのは事実なんですけど。でもやっぱり母親限定でなくて、お父さんも交えていろいろ考えてやった方がいいんじゃないかということで、今回その育友会会議でレクレーションとかを本宮中学校ではやろうということになって、先生も含めたスポーツレクレーションというものを発案しております。

他の学校についてはちょっとわからないんですけども、委員という名前がやっぱりちょっと違和感があったっていうのは私自身思いますね。以上です。

会長・・・ありがとうございます。

事務局・・・また母親教室のことで何かあったら後で言ってもらったらと思います。

母子保健推進員の方は、一度健康増進課に電話してみたのですが、女性になっていますということでした。男性を募集して男性がいなかったというのではなくて、今のところは女性を募集しているようでした。

また、その方向性について詳しくお聞きできたら次の懇話会ででも、お話ししたいと思います。

公民館はB委員さん、この数字だけでなく最近変わったとかはないですか。最近1

人増えたとかはなさそうですか。

B委員・・・公民館の分館長も含めて38人のうち、令和5年以降はずっと0なのです。だからそれと委員になる方法ですとか、積極的に女性の方に、私は公民館活動の中心となってやっていただくのが、地域から男女共同参画を進めていく上ですごく重要なことだと考えています。だからその辺を考えていただきたいなと私は思っているのです。

事務局・・・今の意見はまた生涯学習課の方にお伝えして、回答をもらえたらなと思っています。

D委員・・・基本的なことを田辺市なり、行政というか県なりを踏まえてお尋ねしたいことがあるのですが、たまたま僕が見た資料、8月なのですが、何か審議会委員っていうのが基本的に国も県も市も町も村もあるわけですね。これには、30歳以下の若い人が、1%ぐらいとなっているようです。子供対応というのものもあるようなのですけれども、女性であったり、若い人であったり、その一種のセグメント化というか、観点というよりも、例えば議会をとらえると、パリティ法とか、クオータ制とかというふうな観点で、選んでいく方向性にしなさいよという、国会にしても県会にしても少ないわけですね。

我々の近隣市町村でいうと、上富田町が一番率が高いわけです。田辺市より多いわけですね、基本的には。だからパリティ法なりクオータ制なり、そういう配分の仕方を基本的にとらえて、組織の中で差別じゃなくて、区別という観点で、物を見ながら言っただけで方向も、公平という観点ではありかなと思うのですけども、これあくまでも私見ですから、参考に聞いていただければいいかなと思うのですけど。そうすると0というのが出てこないわけですね、基本的には。だから区別、差別というのはこれ、履き違えないようにして、区別という男性、女性という分け方をして、だから母親委員会なりあるのであれば、父親委員会というのをつくればいいかなと思います。

それぞれの観点の中で、僕は男という頭の中を思い浮かべながらしゃべったんですけれども、基本的にそういう分け方というのをフラットにしておけばいいんじゃないかなというふうな気がします。あくまでも私見です。

会長・・・ありがとうございます。先ほどからの女性だからっていうそのPTAのこととかあれは県が廃止ということになったので、田辺市もそれに準じてっていうことだったんでしょうけれども、今、何かもし不都合とかあるんだったら、またそこは現場からご意見上がってくるかなと思いますけれども。E委員さん、何か現場でそういう…、いかがでしょうか。

E委員・・・C委員さんおっしゃられていたんですけれど、今、子育ては母親という、長いことそういう時代あったと思うのですけれど、今そういう母親だけでなく、夫婦、もしくはお父さんお母さんもいらっしゃるお子様もいらっしゃいますので、そういうこともあり、その母親が子育てということから、家族、夫婦、皆さんで子育てすることによって変わってきていると思いますので、母親限定という、子育ては皆でということ、母親委員というのは違和感があるのではないかということなのではないかなと思います。

会長・・・今私が住んでいるところでも、町内会があつて、各区というのがあつて、その下に各班があつたりするのです。私の住んでいる区は、今年は女性が区長さんやってくれています。ちょくちょくそういうのは聞くようにはなっていますが、なかなか全市的にはまだ広がっていないなと思いますので、女性の方の意識も大事ですけども、特に町内会とかになってきますと手を挙げにくいという雰囲気はまだあるというのも聞きますし、もしなつたとしても周りからの意見がいろいろ聞こえてくるということで、もう受けないというのも聞いたことがありますので、そこら辺の意識改革というのは男女両方に大事かなと思いますので、そこら辺もまたこれから意識して男女共同参画を進めていただきたいなと思います。

事務局・・・A委員さん、B委員さん、回答としてよろしかったでしょうか。また生涯学習課にも聞いておきます。

A委員・・・もう一回念のために。さっき言った違和感含めて、今婦人会とかあるでしょ。それは別に気にすることないということですね、今まで通り活動したら。

この違和感イコール解散になっていたから、女性部会が悪いのかなと。そういうことはないのですよね。

F委員・・・あらゆる組織の中に、本当にJAさんとか私が所属している更生保護女性会とかどこにでもあるじゃないですか、女性会というのは。かといって、何とか何とか男性会というのはないんだと、そこにあまりこだわりすぎるとちょっと組織運営とかも難しいし、多分ずっと長い歴史の中でそういうところに女性の参画が少なかったの、そういうのができたりとか、また女性ならではの何か活動をして、この社会に女性の活躍を広げていって欲しいという観点から多分そういうのがあると思うので、そこはこれまで通りでいいのかなと私は思っています。

会長・・・それぞれ考え方がいろいろあると思いますので、全体的に意識というのを同じような意識になるようにしていけたらなと思います。

G委員さんお願いします。

G委員・・・同じようなことというか審議会の比率のことなんですが、22ページの推進室が中心になって担当評価がCとなっているわけですね。以前からの達成目標が34%という目標に関して、なかなかずっとこの状態、21.7%という状態ですし、全国の市町村審議会委員の平均、令和5年のを見ても28.5%になっているという状況で、やはり田辺市はなかなかこれ進まないという状況は、今おっしゃられたようなことがベースにあるのだなというのは特に思います。

今言われたように町内会の区長や長にしても、公民館長にしても、地元からの声というか、地元から推薦であがってくるというのは、なかなかそれを否定できないというようにところも長年続いているのかなっていうのがありますし、その選定の仕方というか、一律で決められていくというか、D委員さんがおっしゃったようにパリティ法みたいな、そういうクォータ制度を取り入れるというような思い切ったことをしないと、なかなか進んでいかないのだろうと思いますが、これを進めるにはまたすごい論争というか、国の方はもちろん法律で作っていかないといけないし、今の女性議員の割合のところでは立候補者の数を男女の比で定めていくという、機会のところでそれをやってるけれども、結果としてなかなか伴ってこないというような状況になってあると思いますが。

田辺市内の審議会委員のところで、いつも私も思うのは各課で0%、特にクリアしたいのは0%のところを、何とか1人でも2人でもというふうに持っていくためには、推進室からの働きかけというのは、これは大事ではないかなというのはいつも思っていることなんです。ただお願いの文章を出すだけじゃなくて、事務局持ってある担当課のところへ、何とかこういうことを進めていきたいので推薦してくださいとか、進めてくださいということを、無理のない限りというふうにおっしゃったんですけども、無理してよと言うことはできないのかと思ったりもするのですが、そこら辺のところはもちろんそれぞれの担当課さんの立場もあるし、なってもらふこと自体も難しいのかなと思うのですが、何とか突破してもらいたい、全国平均ぐらいにはなっていってもらいたいというのは強く思うところです。

もう1件、市の職員の数も、職員管理職の数にしても、やはりまだまだ女性職員の割合が29.7%ということは3割近くあるということは、管理職も3割近くなってももうそろそろいいのではないかなと思っています。全国平均よりもまだ少なかったと思います。そこはもちろん、適材適所ということは人事の方では考えられているし、管理職になるとかえって家庭のことと両立できないというような現実的な話があるというのはわかりますが、そこをまた進めていってもらえるように、係長の数が大分増えてきましたので、それに伴って、全国平均では今係長が40%らしいです。課長が22%になっていますので、そのところ今後は努めて取り込んでいってもらいたいなあと、強く思っているところです。

会長・・・ありがとうございます。他にご質問ご意見ございませんか。

D委員・・・先ほどのクオータ制とかパリティ法とかというようなお話させていただいて、G委員さんとの話をリンクさせていただきますと、日本劇作家協会というのがあるらしいです。これクオータ制を入れられて作品を選考するのに、日本劇作家協会でその賞の選考委員というのがあるらしいですね。そこへクオータ制を割り当てて5年が経っておるようです。会員というのが580人ぐらいあるようなんですけど、男女比率は概ね7対3ということなので、やろうと思えば水平横断的に考えながら、最近よく言われる垂直統合っていうふうな意見統一をしていったら、僕は総花的にはいいのではないかなというような気がします。

組織によってはそういう動きをしておるところ、組織が大きいとか小さいとかというの関係ないと思うんですね。

B委員さんも、私の前任でお勤めいただいていたのですが、県の男女共同参画審議会へ行きますと4割以上女性なんです。最初から。パリティに近い数字だと思うんですけど、公平という感覚よりも平等でスタートしたら50%になりますからね。そういう感覚でものを見ていくと、劇作家協会でもそこまで考えておられるのかという、なにか参考になるかなということで僕ちょっと記事を切り取ったのですが、これは参考として聞いてください。以上です。

会長・・・ありがとうございます。いろいろご意見あるかと思うんですけども、今日は後でまたいろいろありますので次にいかしていただきたいと思います。よろしいですか。

どうぞ。

B委員・・・数値目標についてなんですけど最後のページです。数値目標を掲げられていると思うのですが、45（プランページ）のところ、先ほど言われた審議会の目標時期が令和7年度までもう少しあるんで、5年度の実施21.7%、それでやはり46（プランページ）の男女共同参画の視点を取り入れた防災というの、これすごく大事なことだと思うのですよ。女性が大災害にあったとき、それが目標値3回実施される予定が1回しか実施されてないのですよね。

もう1つ47（プランページ）です。男性で育休とられる方がこの頃すごく増えてきているのですよね。教職員も多いのですが、その時にこの学習機会の提供というのがすごく大事だと思うのですよ。これからまだまだ男性の方で育休取りたいな、取ってみたいなと思う方はいる。それで実施は0と書いてあったんですが、その辺がもう少し推進していただけたらなと思います。

会長・・・ありがとうございます。

議題２：令和５年度田辺市男女共同参画センターの事業報告、令和６年度田辺市男女共同参画センターの事業計画について

（資料により事務局から説明）

H委員・・・今のこの資料No.4のところで、日にちはもう決まったのではなかったですか。

事務局・・・そうです。DVD鑑賞会ですけれども1月19日の日曜日に決まっています。また女性に対する暴力をなくす運動期間ということで、11月の12日と14日と、それぞれ街頭啓発を予定しています。以上になります。

会長・・・今の報告につきましてご意見ございませんか。

I委員・・・すいません、私田辺市民じゃないので、今日市役所にも初めて来て、市民総合センターも今ちょっとどうなっているかは全然確認はしてないのですけれども、男女共同参画推進室の事業としては、講座を行っていくということと、推進員の活動等も含めて行っていく、電話相談と情報収集提供というのも8ページ9ページでされておられたと思うのですけど。新庁舎の5階だと割とオープンスペースになっていると思いますので他の館も含めて、例えば電話相談事業、情報収集・提供については今どうなっているのかというのは、教えていただいてもよろしいですか。

事務局・・・女性電話相談事業につきましては、平日9時から12時ということになっておりまして、新庁舎では5階の相談室5-1を平日の9時から12時まで使わせてくださいということで、お昼からは共有なんですけども、そこを専用に使わせてもらっています。

図書などは、5階にコミュニティスペースというのがありまして、そこは本当に全く共有スペースなんですけれども、そこに図書の棚とDVDの棚を置かせてもらって、自由に皆さん見えるように配置はしております。

I委員・・・継続性がちゃんとあって続けられているということであれば大丈夫だと思いますし、スペースマネジメントに合わせて、事業のやり方を変えていくということも1つあるかと思いますのでそこは了承いたしました。

さっきの数値目標とかは、やはり丁寧に非常に見ていただいているので、皆さんからとっても良い意見がたくさんあがったと思うんですね。

田辺市さんの特徴としては、やはり事業進捗も含めてデータを非常に丁寧に取っておられるというか、委員の皆さんに伝わるように取っておられるので、ぜひ委員さん方の本日の意見も踏まえて、審議会として特に0の委員会はどうなんだろうとか、もう少し各進捗状況を見てもらって、委員の数を増やせるところがあるのではというのが担当課の方にきちんと持ち帰ってくれというような要望も出ましたので、懇話会のほうでそういう意見があったのでというふうに強く言ってもらったらいいいと思います。

逆にこの表も単に政策判断のところだけじゃなくて、運営部分も含めて非常に丁寧に見ていただいているので他が多分知らないと思うのですよ。パッと見えても知らないと思うけど。同じことをやっているけど、あなたの課は0やでみたいな感じで、ちゃんと詰めよっていただいたらいいかな。逆にそういう事務局が言ってるんじゃないくて、この懇話会の総意として、やっぱり並べてみたときそれおかしいでしょ、みたいな話で懇話会を使ってもらったらいいいかなと思います。何かそういう形で、後押しする材料に使ってくださいということを1つ申し上げておきます。

会長・・・大変力強いお言葉いただきありがとうございます。それではもう次にいかせていただいてよろしいでしょうか。その前に少し準備いたしますので、5分間ここで休憩をとりたいと思います。また準備が整いましたらお声掛けいたします。

その他：「田辺市人権尊重のまちづくり条例」について（人権推進課）

会長・・・田辺市人権尊重のまちづくり条例について、ちょっとお話をいただきたいと思いますので事務局からお願いいたします。

事務局・・・昨年度の懇話会の中で、新しく第3次プランが始まるにあたり、会議のあり方を検討し、市の各部署などから直接話を聞く機会を設けてはどうかというお話がございました。そうしたことから、今回、人権尊重のまちづくり条例について詳しくお聞きすることとしたものです。

会長・・・それでは今日人権推進課の堀口課長さんにおいでいただいておりますので、お話を聞きたいと思います。課長さんどうぞよろしくお願いいたします。

（資料により人権推進課から説明）

会長・・・堀口課長さんありがとうございました。

こんなに順序立ててきちんと話聞いたのは初めてです。皆さんの中から何かご質問とか、この機会に教えて欲しいとかいうことありましたら。

G委員・・・以前、男女共同参画推進委員の勉強会でも聞かせてもらって、こんな民主的な方法で、この人権条例が田辺市の場合できたんやなあというのを、この過程のところですごく感動しました。

普通条例というのは必要だということで行政の中で作っていくもんなんですけども、懇話会の中で意見が出てきて、それで必要だということで、長い経過をかけてでき上がったもんやなということが、すごく普通の条例のでき方ではないってということなんで、そこの部分っていうのが本当に田辺市がこういう形で条例づくりをしてるということがわかったんで感動したんですけども、同様にここの懇話会で、男女共同参画条例というのを作って欲しいということを、私はもう 20 年来訴えてきたんですけども、なかなか実現できなくて、まずはこの人権条例の方ができ上がって、それでも不十分だと思ったら、男女共同参画条例の方も考えますよみたいなことを人権推進課のところで聞いたというか、答えをもらったこともあったんですけども、こういうふうに、今実際この懇話会の中で、今までの審議会の人数が一向に上がってこないという、そこの比率のところを 34%にどうやってあげるんやろうかという、そこのところがすぐにできるもんじゃない、これだけの年月をかけて、男女共同参画推進室というものを持っている自治体自体が少ない中でこれだけやってきたのに、実際にできてないということ自体は、やはりもっとこの男女共同参画の施策を進めていく必要があると思うんですね。

そこのところを、ここの懇話会でわかっていただいていると思うんですけども、そういう形で、やっぱりどうしても十分でない部分を補っていくために、条例というのは必要やと思いますんで、今日の単なる勉強会で終わるんじゃなくて、これからこの懇話会の中でも、こういうのが必要ですねということの合意が得られたら、男女共同参画条例づくりに歩んでいけんもんかなあというのを私は強く思っているところなんで。そこのところ、今日で終わりじゃなくて、これが続いていけるような、年に 2 回しかない懇話会ですので、何とか次回までにそこのところを考えてもらって、つなげられるようにといふかな、検討していけるような方向にしていってもらえないかなあと思います。よろしくお願いします。

会長・・・ありがとうございます。長いこと言っていたらいいんですけど、男女共同参画には懇話会の他にもね、いろんな会ができてますので、そういうところからもしっかり話し合って声を上げていくということも大事かと思いますが、部長さんいかがでしょうか。

部長・・・まず貴重なご意見ありがとうございます。元議員でいらっしゃったんで、条例の話とかは非常に理解しやすいと思うんですけど、今うちの人権推進課の方で説明あったように、今の人権の条例の方が長い年月かけて一応すべてを包括して作っている条例であると。中にはいろんな部落差別から始まって女性、子供とかいろんな項目ありまして、それをすべて包括していて、根本は考え方は一緒やということはあるんですけども、当然これ作った後で、例えば男女共同で何か不都合があるとか、男女共同は特に何かこういうのというのがあれば、またその辺は勉強していきたいとは考えます。

今の私はその条例も大切なんですけども、さっきの審議会とかの話の中で、どうしても0のところがいっぱい出てきております。

私はこの前農林水産部長をしていましたので、特に農業関係とか現場の事業に関わる審議をする会とかには、どうしても女性の方、こちらから依頼してもいないんですよね。

それがなぜかと言うとやっぱり、いわゆる女性の方が農業をするとか、林業なんかでも女性の方が入り込んでいくとか、徐々にこうなってきたんでそういう裾野を広げていけば、その中から今だったら、いやもう畑のことはお父さんに聞いてとか、あそこの農地は誰つくれるか知らんとかいう方が、自分も農業にもっとこう入り込んでいく人が増えれば、そういう審議会でもどんどん入ってきてくれると思うんです。

例えば JA の女性会なんかは、どっちかという女性同士で繋がりを含めて、農業で生活してる生産者の家庭をもっと豊かにしようであったり、組合活動、JA 紀南とかの組合の組織の中で、自分らでいろいろもうちょっと参画していこうとそういう意味合いでしてるところあるんですけども、実際、水産であったり農業であったり林業の実際の現場のとことというのが、なかなか入っていったる人が少ないんで、まずはそこを広げていかないと、審議会の委員になってよって言ってもなってくれる人自体がないということで、その辺は担当課の方に十分言っていきたい、そういう裾野を広げる取組をしていたらどうかっていうのは、意見していきたいと思います。答えになってるようになっ

B 委員・・・私も男女共同参画の条例に賛成です。今の現状見たら立法事案があるかどうかで今説明してくれました。私は十分あると思います。立法事案はこの項目に相当すると思います。

そしてさらに、和歌山県の男女共同参画基本計画の中に具体的施策として、市町村における男女共同参画推進のための条例、計画づくりの推進というのがあります。目標値としては、令和 8 年度までに 10 市町村で男女共同参画の条例を制定するという数値目標があります。

田辺市は今現在本当に G 委員が言われたように、立法事案が十分あると思います。だからこの会議でもうちょっと深めていって欲しいなと思います。以上です。

会長・・・ありがとうございます。今日はこれ以上話っていうのは進められないと思うんですけども、またそれぞれの推進員さんとか、いろんなところでもそういう声を上げていただいて、議論が大分要るかなと思います。大変な過程があるのかなと思いますけれども、他の市町村とかもよくご存じの I 委員はいかがでしょう。

I 委員・・・基本的には先ほど県の動向もお話をいただきましたので、やっぱり大阪等近隣の都道府県に比べて、和歌山県の中の市町村の男女共同参画条例の制定の数が少ない、率も少ないというのは周知の事実です。

立法事実で言うところの類似市町村で言えば、一番早いところは上富田町、ここ近くですね、海南市もこの間、男女共同参画条例も策定をいたしましたし、橋本市なんかもすでに条例策定をされて、かなり積極的に進められております。

私自体はやっぱり田辺というのは女性団体非常に力入れて昔から進められた、本当に地域の拠点としての希望の雄だと思っておりますので、そういった意味でやっぱり時期的には男女共同参画の条例をきちんと策定していただく時期に来ているだろうというふうに判断をいたします。

そして、もちろん人権のまちづくり条例というのは全部包括をいたしますけれども、SDGs の項目の中でも、やっぱり 5 番でジェンダー平等というのは特出しにされているんですね。そういったことも踏まえて国際的な時流から見ても、やっぱり人権の包括的なものはもちろんあるけれども、平等の概念はあるけれども男女の平等というのは昔から言われてきたことであって、まだ解決していない課題であってということはここで重視されてることがわかると思うんです。それはやっぱり田辺さんの方でどう考えていくかということですね。個人的には賛成です。策定していただくのがいいと思います。

会長・・・ありがとうございます。

ジェンダーという言葉は日本では使ってはいけなというのが国会議員の中でも出たというのが 20 年ほど前ですかね、もうその時はすでに田辺市は男女共同参画推進室、できた頃だったかな。できてからですかね、いろいろジェンダーについてはものすごく議論がありまして、大変その頃から共同参画に関わっていた方にはすごいつらい時代っていうのがありましたので、特にね。もっともっとこれからの女性が楽に生きられるようにっていう思いは強いのかなと思います。あとこれから皆さんもしっかり勉強、一緒にしていきたいと思います。

今日のところはここでちょっと切らしていただきます。他の議題他の皆様からいろんな議題をいただくと思うんですけども、今日お話ししておきたいという意見交換について何かございますか。

そしたらちょっと長くなりましたが、次回の懇話会は 2 月 7 日金曜日を予定しているということです。その際にも人権推進課さんとの意見交換を行ったように、市の関係者

や、それから市以外での関係団体そういうところで、ちょっと意見を聞いてみたいなどいうことがありましたら、男女共同参画推進室の方に、それまでに、できれば年内までに声をいただいたらまた準備もできるかと思しますのでよろしくお願いしたいと思います。

(事務局から事務連絡)

会長・・・終わりに副会長さんから、ご挨拶お願いいたします。

副会長挨拶

会長・・・これもちまして、令和6年度第1回田辺市男女共同参画懇話会を終了いたします。皆さんありがとうございました。